

福山市就労準備・就労支援事業業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

この要領は、福山市就労準備・就労支援業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）について、必要な事項を定める。

なお、本事業は、福山市被保護者就労準備・就労支援事業実施要綱及び福山市生活困窮者就労準備・就労支援事業実施要綱に基づき、就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成から就労定着までの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

2 業務概要

- (1)業務名 福山市就労準備・就労支援事業業務委託
- (2)業務場所 福山市内
- (3)業務内容 福山市就労準備・就労支援事業業務委託仕様書（別紙1）のとおり
- (4)業務履行期間 契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

3 委託費（見積限度額）

委託費（見積限度額）の上限は16,800千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3)この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4)福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5)国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6)暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者で、明らかに受注者とし

て不相当であると認められる者でないこと。

6 参加申込の手続等

(1)担当部局 福山市保健福祉局福祉部生活福祉課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号(本庁舎1階)

電話 (084)928-1066(直通)

FAX (084)928-1730

電子メールアドレス seikatsu-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2)選考スケジュール

内 容	期 日
1 公告	2026年(令和8年)2月20日(金)
2 実施要領等の配付期間	2026年(令和8年)2月20日(金)から 同年3月6日(金)午後5時まで
3 質問書受付期間	2026年(令和8年)2月20日(金)から 同年3月2日(月)午後5時まで
4 質問に対する回答期限・回答方法	2026年(令和8年)3月4日(水) 7(5)参照
5 参加申込書の受付期間	2026年(令和8年)2月20日(金)から 同年3月6日(金)午後5時まで
6 企画提案書の提出者の参加資格確認結果通知	2026年(令和8年)3月9日(月)
7 企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)3月9日(月)から 同月19日(木)午後5時まで
8 プレゼンテーション(ヒアリング)の実施	2026年(令和8年)3月23日(月)
9 企画提案書の選定通知	2026年(令和8年)3月26日(木)

(3)実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年(令和8年)2月20日(金)から同年3月6日(金)午後5時まで

イ 配付場所

(1)に同じ

※福山市ホームページ(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>)からもダウンロードできます。

7 参加申込書の作成等

(1)受付期間 2026年(令和8年)2月20日(金)から同年3月6日(金)午後5時まで(郵送の場合は3月6日(金)午後5時必着)

- (2) 提出場所 6(1)の担当部局に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで)
- (4) 提出書類及び部数 次のア～サの書類を作成し、各1部を提出してください。
 - (エ、カ、キ及びクについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)
 - ア 福山市就労準備・就労支援事業業務委託プロポーザル参加申込書(様式1)
 - イ 事業者の概要書(様式2)
 - ウ 類似の業務実績(様式3)
 - エ 登記事項証明書(写しでも可)
 - オ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し等)
 - カ 市税の完納証明書(原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式4)を提出すること。)
 - キ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(その3未納の税額がないこと用))
 - ク 印鑑証明書(原本)
 - ケ 使用印鑑届(様式5)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)
 - コ 委任状(様式6)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)
 - サ 誓約書(様式7)
- (5) 実施要領に対する質問の提出及び回答
 - ア 質問の方法
 - 電子メールにより、実施要領等に関する質問書(様式8)を送信して行うもののみとします。メール送信後、電話により生活福祉課に受信を確認してください。
 - イ メールの件名
 - 「福山市就労準備・就労支援事業業務委託プロポーザル質問」
 - ウ メールアドレス
 - 6(1)に同じ
 - エ 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページ上で公開します。

8 プロポーザル参加資格の確認(企画提案書の提出者の選定)

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行います。

- (1) 参加資格確認結果の通知 2026年(令和8年)3月9日(月)
 - 参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知します。
- (2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

9 企画提案書の作成等

- (1) 受付期間 2026年(令和8年)3月9日(月)から同月19日(木)午後5時まで(郵送の場合は3月19日(木) 午後5時必着)
- (2) 提出場所 6(1)の担当部局に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで)
- (4) 提出書類及び部数
企画提案書 正本1部、副本8部
ア 「福山市就労準備・就労支援事業業務委託プロポーザル事業者評価基準」(別紙2)(以下「評価基準」という。)に定める評価項目に対する内容を提示してください。
イ 企画提案書は、日本工業規格A4版横書き、両面印刷、左綴じ又は上綴じで作成し、目次及び項番号を付け、提出してください。
- (5) 提案見積書 1部
提案見積書(任意様式)に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とします。人件費、運営経費など積算の内訳・根拠の詳細を記載してください。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに福山市就労準備・就労支援事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)で評価を行います。

- (1) プレゼンテーション(ヒアリング)の実施
ア 日時 2026年(令和8年)3月23日(月)
開始時間、場所等の詳細については、参加資格の確認結果通知時に別途通知します。
イ 内容、方法等
 - (ア) プレゼンテーション及びヒアリングへの事業者の出席人数は、企画書の内容を熟知している者で、届出のあった業務担当責任者を含む3人以内とします。
 - (イ) 事業者は、参加資格の確認結果通知が届き次第、速やかにプレゼンテーション(ヒアリング)出席者報告書(様式9)を電子メールで届け出てください。
 - (ウ) プレゼンテーションは書面により行ってください。
 - (エ) プレゼンテーションは30分以内、ヒアリングは10分程度とします。
 - (オ) プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付順とします。
 - (カ) プレゼンテーション出席者は、他の事業者の企画提案を傍聴することはできません。
 - (キ) プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容に限定します。追加提

案の説明や追加資料の提出は認めません。

(2) 評価基準・評価項目 別紙2参照

(3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定します。

(4) 評価結果・選定結果の通知

2026年(令和8年)3月26日(木)

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知します。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(5) 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページに公表します。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面(様式は任意)により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

(ア) 6(1)の担当部局に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を評価します。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に決定します。

1.1 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(5)で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかつた場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費（見積限度額）を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書が提出されなかつた場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかつた場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定す

るものとしします。

- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとしします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとしします。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとしします。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。